

| |
|--|
| ① 件名 |
| ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施について |
| ② 施策等を必要とする背景及び目的（理由） |
| <p>【背景】 母子家庭又は父子家庭の親（以下「ひとり親家庭の親」という。）においては、十分な準備のないまま就業することにより、生計を支えるための十分な収入を得ることが困難な状況におかれている場合が多いことから、本市においても、平成22年度より、「自立支援教育訓練給付金」及び「高等技能訓練促進費等」の交付事業を開始し、ひとり親家庭の就労支援による自立の促進を図ってきた。</p> <p>平成23年度全国母子世帯等調査では、ひとり親家庭の親の約13.8%の最終学歴が中学校卒業となっており、国においては平成27年度に「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」を創設した。</p> <p>【目的】 ひとり親家庭の親等又は児童の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくもの。</p> |
| ③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性 |
| <p>【根拠法令】 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号） ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱 （雇児発0410第5号平成27年4月10日）</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 第4章 安心して健やかに暮らせるまち 第3節 安心して子どもを産み育てられる支援体制を確立する 1 子育てを支援する環境を整備する</p> |
| ④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。） |
| <p>平成15年度 （国）自立支援教育訓練給付金事業及び高等技能訓練促進費等事業実施要綱制定 平成17年度～ 宮城県 上記事業開始 平成22年度～ 県より石巻市へ上記事業権限委譲 平成27年度 （国）ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱制定</p> |
| ⑤ 主な内容 |
| <p>20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の親等又はその親等に扶養されている20歳未満の児童に加え、現にひとり親家庭の親に扶養されている20歳以上40歳未満の子に対し、市が適当と認めた高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む）を受講した場合、対象講座の費用の一部を支給するもの。</p> <p>【助成対象者】</p> <p>(1) 石巻市内に住所を有する者であること。 (2) ひとり親家庭の親等が児童扶養手当の支給を受けている者であること又は当該手当の支給を受けているものと同等の所得水準にあること。 (3) 支給を受けようとする者の就学経験、就業経験、技能、資格の取得状況及び労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者であること。</p> <p>※高等学校卒業者、大学入学資格検定・高卒認定試験合格者など既に大学入学資格を取得しているものは対象外とする。</p> |

| |
|---|
| <p>【助成内容】</p> <p>(1) 受講修了時給付金 受講費用の20%で上限10万円（4千円以下は支給しない。）</p> <p>(2) 合格時給付金 受講費用の40%で受講修了時給付金と合わせて上限15万円（受講修了後3年以内に合格した場合に限る。）</p> |
| <p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> <p>【影響・効果】 ひとり親家庭における学び直しを支援することで、就業等への可能性を広げ、もって経済的自立を図る。</p> <p>【市財政への負担】 平成31年度予算要求額 150千円（上限）×2名＝300千円 財源：母子家庭等自立支援給付金事業補助金（国）3/4、市1/4 ※ただし、対象者が、ひとり親家庭の親に扶養されている20歳以上40歳未満の子の場合及び、合格時給付金における国の受講終了後の合格までの期間（2年以内）を超えるものについては、市独自給付であり、一般財源となる。</p> |
| <p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p> <p>県内では、仙台市、名取市、大崎市で実施済 なお、県内町村は、平成28年度より宮城県を窓口として実施済 (参考) 全国 平成28年度実績 204自治体、事前相談164件、支給実績28件 平成29年度実績 266自治体、事前相談201件、支給実績50件</p> |
| <p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>平成31年2月 市議会第1回定例会に関連予算を提案 3月末 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱制定 (平成31年4月1日施行) 4月～ 補助金の申請受付開始 市ホームページ及び市報により周知</p> |
| <p>⑨ その他</p> |